

見積公告

1 調達概要

- (1) 件名 催し物案内等公用印刷物の配送業務
- (2) 業務内容 催し物案内等公用印刷物の集荷及び配送
詳細は、別紙1 仕様書のとおり
- (3) 予算執行者 長野県県民文化会館長
- (4) 契約種類 役務の提供
- (5) 契約種別 請負契約
- (6) 契約期間

平成 29 年(2017 年)4 月 1 日から平成 30 年(2018 年)3 月 31 日

(7) 業務提供場所

集荷は長野県県民文化会館の指定する場所(長野市若里 1-1-3)

(8) 業務日及び予定発送数量

- ① 集荷は発注者の指示する日（土・日曜日、祝日を含む）とする。
- ② 年間予定発送数量

区分	重量	通数
定型	～50g	2,300
定型外	～50g	3,000
	～500g	1,900
	～1kg	150
	～2kg	30
合計		7,380

2 見積方法

(1) 見積金額の記載方法

見積書には、発送区分ごとの単価を記入すること。見積の採用にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額をもって採用価格とするので、見積者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。採用価格に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって見積があったものとする。

(2) 見積書

紙記載による。

(3) 採用する見積書は次のとおり。

有効な見積書を提出した者であって、見積額の全ての単価が予定単価の範囲内であり、かつ単価に年間予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(4) 本書に記載していない事項については、平成 23 年 9 月 1 日一部改正長野県「公募型見積合わせ説明書」による。

3 契約書案 別紙2のとおり

4 契約保証金

契約の相手方は契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、平成23年9月1日一部改正長野県「公募型見積合わせ説明書」記載7の1項に該当する者はその納付を免除する。

契約保証金の額については、契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額とする。

5 見積合わせ参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 公募型見積合わせへの参加を禁止された者でないこと。
- (3) 長野県内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 県税を滞納している者でないこと。

6 見積書提出期限

平成29年(2017年)3月30日(木)午後3時

7 本件調達に係る照会先

見積手続き及び仕様等に関する照会先

長野県県民文化会館 総務課

電話 026-226-0008 ファクシミリ 026-226-1574

(別紙1)

仕 様 書

1 件名

催し物案内及び公用印刷物の配送

2 業務内容

長野県県民文化会館（以下「甲」）が差し出す、信書に該当しない荷物を受注者（以下「乙」）が集荷し、甲の指定する場所へ配達する業務

3 業務期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

4 配達業務条件等

(1) 差し出す荷物の種類

ア 冊子とした印刷物・その他の印刷物（電磁的記録媒体を含む）で、信書に該当しないもの。

イ 1個当たり2kg以下とする。

ウ 大きさは、縦34cm、横25cm、厚さ2cm以内とする。

(2) 配達方法

日本全国に自社便等により次のとおり配達を行うこと。

荷物は、その外装に表示された住所又は居所の郵便受箱等に外装に表示された氏名又は名称を確認の上配達を行うこと。

なお、郵便受箱等に入らない場合は、荷物の外装に表示された住所又は居所へ直接配達すること。

(3) 配達期限等

甲が荷物の差し出した日の翌日から起算して4日を経過する日までに配達を行うこと。（ただし、北海道及び一部離島を除く）

(4) 転送処理

乙は、荷受人の運送の氏名又は名称を感知することができない場合、又は荷受人の住所不明や転居の場合には、可能な限り調査を行い、判明した場合には、無償にて転送するものとする。

ただし、荷物の外装に「転送不要」の文字等により、転送を要しない旨の表示がある場合は、この限りでない。

(5) (2)、(4)によっても荷物を配達できないときは、甲から指示を受けることなく、甲に当該荷物を返送すること。

また、返送理由を甲へ通知すること。

(6) 誤配処理

誤配の連絡を受けた場合は、速やかにその荷物を引き取った上、甲に遅滞なく連絡し指示を仰ぐものとする。

(7) 指図

甲は、乙に対し荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき、指図できるものとする。

(8) 事故の際の措置

荷物の滅失又は毀損を発見したときは、遅滞なく甲に通知すること。

5 差出方法等

(1) 差出方法

甲は、帯封又は封筒等で荷づくりし、荷物の外装に甲及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称等を記載すること。

(2) 差出場所

長野市若里一丁目1番3号 長野県県民文化会館 管理事務室

(3) 差出日時

甲が必要に応じ、指定する日時（土・日曜日、祝日を含む）

6 年間予定発送数量

規 格	重 量	発送予定数量
定型 (縦 23.5cm/横 12cm/厚さ 1cm 以内)	～50g まで	2, 3 0 0
定型外 (縦 34cm/横 25cm/厚さ 2cm 以内)	～50g まで	3, 0 0 0
	～500g まで	1, 9 0 0
	～1kg まで	1 5 0
	～2kg まで	3 0
合 計		7, 3 8 0

7 その他

乙は、発送に必要な用紙類（発送管理用バーコードシール、送付状等）がある場合には、それを提供すること。

(別紙 2)

請負契約書(案)

平成 年 月 日

甲 長野市若里一丁目 1 番 3 号
長野県県民文化会館長 ○○○

乙 ○○○
○○○

長野県県民文化会館長 ○○○ を発注者 (以下「甲」という。) とし、○○○を受注者 (以下「乙」という。) とし、甲指定の催し物案内及び公用印刷物の配送業務について次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第 1 条 甲及び乙は、この契約書に基づき信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約業務)

第 2 条 業務の名称、内容及び業務条件は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 催し物案内及び公用印刷物等配送業務
- (2) 業務の内容 甲が差し出す、信書に該当しない荷物を乙が集荷し、甲の指定する場所へ配達する業務
- (3) 業務条件等 仕様書のとおり

(契約期間)

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(請負金額)

第 4 条 仕様書に記載の複数単価とする。

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は、金○○○円とし、その納付は免除する。

(代金の支払)

第 6 条 乙は、毎月、前月利用分について内容を記載した支払請求書を甲に提出するものとし、甲は正当な支払請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を支払うものとする。当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額とする。

(契約内容の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、請負代金、契約期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(2) 前号の場合ほか、乙がこの契約に違反したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第9条 甲は、その責に帰すべき事由により、第6条に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、この契約を履行しなかったこと、または瑕疵により、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、第8条の規定により契約を解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第10条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決方法)

第11条 この契約に関し、甲乙間に疑義があるときは、甲乙協議の上解決するものとする。

2 その他この契約に定めのない事項については、(一財)長野県文化振興事業団財務規程に定めるところによるものとする。

この契約の成立を証するため契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。